

平成28事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成26年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報を基に、申告額が過少であると想定されるものや、申告義務があるにもかかわらず無申告となっていることが想定されるものなどに対して実施しました。

実地調査の件数は435件（平成27事務年度498件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は407件（平成27事務年度463件）で、非違割合は93.6%（平成27事務年度93.0%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は147億83百万円（平成27事務年度128億47百万円）で、実地調査1件当たりでは3,398万円（平成27事務年度2,580万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等51億30百万円（平成27事務年度49億88百万円）が最も多く、続いて有価証券18億93百万円（平成27事務年度14億43百万円）、土地17億82百万円（平成27事務年度19億38百万円）、の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は23億7百万円（平成27事務年度20億2百万円）で、実地調査1件当たりでは530万円（平成27事務年度402万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は82件（平成27事務年度53件）、賦課割合は20.1%（平成27事務年度11.4%）となっています。

(別表)

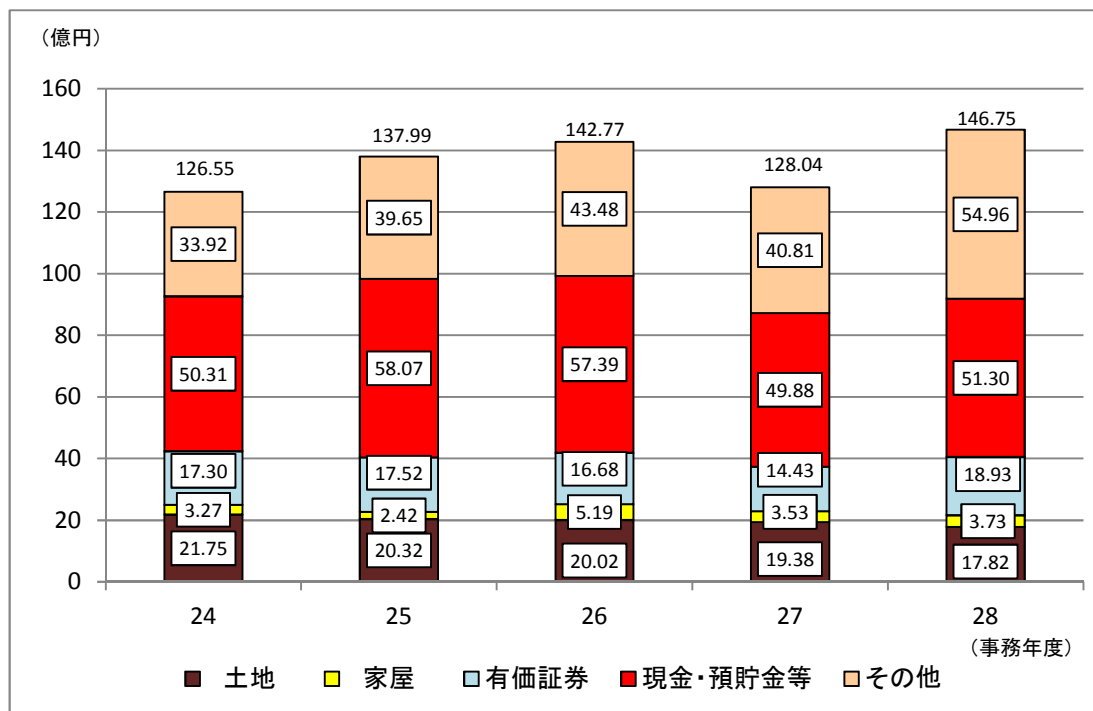
相続税の調査事績（合計）

項 目		事務年度		対前事務年度比	
		平成27事務年度	平成28事務年度		
①	調査件数	498 件	435 件	87.3 %	
②	申告漏れ等の非違件数	463 件	407 件	87.9 %	
③	非違割合 (②/①)	93.0 %	93.6 %	0.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	53 件	82 件	154.7 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	11.4 %	20.1 %	8.7 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格	12,847 百万円	14,783 百万円	115.1 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,208 百万円	2,525 百万円	209.0 %	
⑧	追徴 税額	本税	1,752 百万円	1,976 百万円	112.8 %
⑨		加算税	251 百万円	331 百万円	131.9 %
⑩		合計	2,002 百万円	2,307 百万円	115.2 %
⑪	1 件 当 た り	申告漏れ課税価格 (⑥/①)	2,580 万円	3,398 万円	131.7 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	402 万円	530 万円	131.8 %

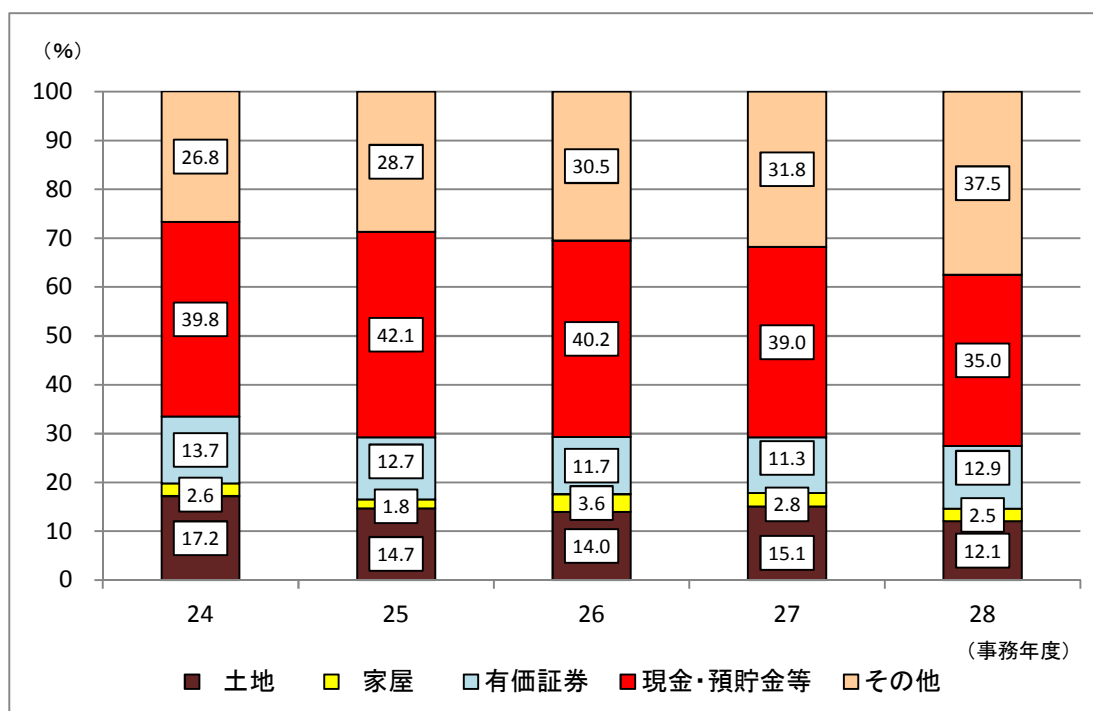
(注)1 ⑥「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

2 表の数値は、各項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、各県の合計と一致しない場合がある。

申告漏れ相続財産の金額の推移



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



無申告事案に係る調査事績

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的にいき、的確な課税処理に努めています。

項目		事務年度		対前事務年度比
		平成27事務年度	平成28事務年度	
①	実地調査件数	件 37	件 55	% 148.6
②	申告漏れ等の非違件数	件 34	件 53	% 155.9
③	非違の割合 (②/①)	% 91.9	% 96.4	ポイント 4.5
④	申告漏れ課税価格	百万円 3,841	百万円 5,347	% 139.2
⑤	追徴税額	百万円 156	百万円 235	% 150.6
⑥		百万円 33	百万円 49	% 148.5
⑦		188	百万円 284	% 151.1
⑧	1 実地調査 申告漏れ課税価格 (④/①)	万円 10,380	万円 9,722	% 93.7
⑨	追徴税額 (⑦/①)	万円 509	万円 517	% 101.6

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

その一環として、税務署が保有する情報から相続税の無申告が想定される相続人等に対し、無申告理由のお尋ね等による書面照会を行うなど、自発的な期限後申告書の提出を促す取組も実施しております。

贈与税に係る調査事績

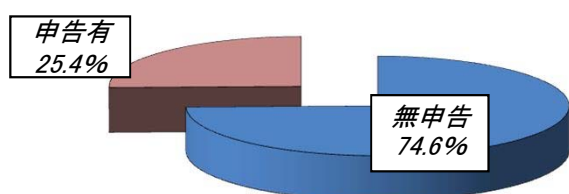
国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するため、積極的に資料情報を収集するとともに、相続税調査等、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、平成29事務年度も積極的に贈与税の調査を実施します。

項目		事務年度		対前事務年度比
		平成27事務年度	平成28事務年度	
①	実地調査件数	128 件	143 件	111.7 %
②	申告漏れ等の非違件数	119 件	138 件	116.0 %
③	申告漏れ課税価格	493 百万円	593 百万円	120.3 %
④	追徴税額	112 百万円	155 百万円	138.4 %
⑤	1 実地 件当 たり 調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	385 万円	415 万円	107.8 %
⑥	追徴税額 (④/①)	87 万円	108 万円	124.1 %

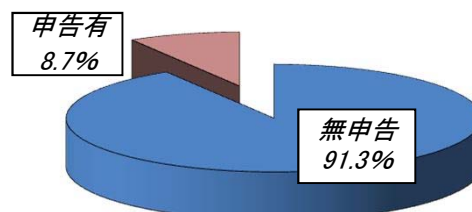
1 調査事績に占める無申告事案の状況(平成28事務年度)

- 国税局では、あらゆる機会を通じて把握した生前の資産保有・移動状況に関する情報を蓄積・活用するなどして、贈与税の無申告事案の積極的な調査に努めています。

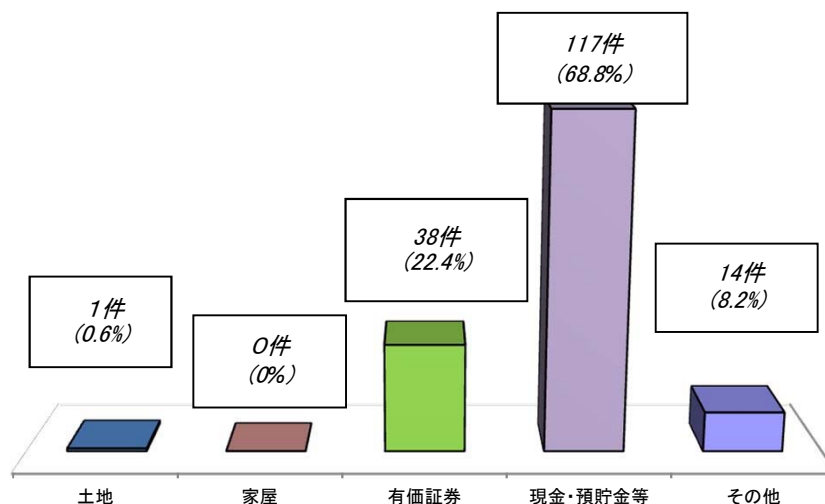
<「申告漏れ等の非違件数」の状況>



<「申告漏れ課税価格」の状況>



2 調査事績に係る財産別非違件数(平成28事務年度)



(注) 各財産の件数は非違件数(延件数)、()内の数値は構成比